

議案第 9 号

新座市歯科口腔保健の推進に関する条例の一部を改正する条例

新座市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成 25 年新座市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（基本的施策）</p> <p>第 8 条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 8020 運動（80 歳で自らの歯を 20 本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）の推進に必要な施策</p> <p>(3)~(7) [略]</p>	<p>（基本的施策）</p> <p>第 8 条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>6525 運動（65 歳で自らの歯を 25 本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）</u>及び 8020 運動（80 歳で自らの歯を 20 本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）の推進に必要な施策</p> <p>(3)~(7) [略]</p>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

歯科口腔保健を推進するための基本的な施策を改めたいので、この案を提出するものである。